

介護サービス施設・事業所における 「職場環境改善の見える化の推進」事業実施要綱

1 本事業の目的について

和歌山県において介護サービス施設・事業所を運営する法人が、仕事と子育て若しくは仕事と介護の両立支援又は若年者雇用の職場環境の改善に関する国の認定等の取得を通じて、同事業所の職場環境の改善を進めることによって、介護職のイメージ改善等を通じた介護職員の確保や介護職員の離職の防止を図ることを目的とする。

2 本事業の対象となる法人について

本事業の対象となる法人は、県内の特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設を運営する法人（以下「対象法人」という。）であって、平成29年4月以降、新たに和歌山県老人福祉施設等整備費補助金、和歌山県地域医療介護総合確保事業施設等整備費補助金など県の補助金等を受けて特別養護老人ホーム等の施設整備を開始するもの（※）とする。

※ 増床、多床室のプライバシー保護のための改修などを含む。

※ 平成28年度以前に施設整備を開始したものを除く。

3 本事業における取組の内容について

対象法人は、以下の認定等を取得する。ただし、常時雇用する労働者が300人を超える対象法人については、中小企業を対象とした③の認定は取得できないため、同認定に係る認定基準を満たすことによって、これを取得したものとみなす。

- ① くるみん認定（仕事と育児の両立支援に係る認定）
- ② トモニンの取得（仕事と介護の両立支援に係る認定）
- ③ ユースエール認定企業の認定（若年者雇用の職場環境の改善に係る認定）

4 具体的な手続きについて

- (1) 対象法人は、県が本要綱の対象とする補助金等の交付申請時に、「職場環境改善の見える化の推進」宣言書（別紙1）を提出する。
- (2) 対象法人は、県に対して、別紙2により、毎年度末までに、くるみん認定等の取得状況及び取得できていない場合にはその理由を報告する。対象法人が必要な認定を全て取得した場合は、次年度以降、報告の必要はない。

5 その他

- (1) 対象法人がくるみん認定等の取得ができていないことにつき正当な理由があると県が認めた場合には、取得の猶予を認める。
- (2) くるみん認定等の取得ができていない対象法人について、その取得ができていないことにつき正当な理由があると県から認められなかった場合には、県は必要に応じて指導等を行うことができる。
- (3) 対象法人は、くるみん認定等の取得後も、引き続き、職場環境の改善を進め、くるみん認定等を維持することとする。
- (4) 県は、対象法人のくるみん認定等の取得状況、取得ができていない場合の理由などを分析した上で、対象法人の拡大を含む本要綱の見直し、取得支援策の検討などに努めるものとする。
- (5) なお、(2)に定める場合であって、対象法人がくるみん認定等の取得に向けて必要な対応を全く行っていないなど特に悪質であると県が認めた場合には、長寿社会課が所管する他の補助金等の採択において当該法人を採択しない場合がありますので、その旨御留意されたい。

(附則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(別紙1)

「職場環境改善の見える化の推進」宣言書

和歌山県より和歌山県老人福祉施設等整備費補助金、和歌山県地域医療介護総合確保事業施設等整備費補助金等の交付決定を受けるにあたり、「介護サービス施設・事業所における「職場環境改善の見える化の推進」事業実施要綱」に基づき、下記の職場環境の改善に取り組むことを宣言します。

記

1 くるみん認定の取得（仕事と育児の両立支援に係る認定）

一般事業主行動計画(101名以上の事業所には策定義務有)を策定し、施設整備が終了する年度までに労働局へ届出を行った上で、当該計画に定める期間内にくるみん認定の認定基準を満たして、くるみん認定を取得します。

2 トモニンの取得（仕事と介護の両立支援に係る認定）

施設整備が終了する年度までに、「両立支援のひろば」における仕事と介護の両立支援の取組を登録して、トモニンを取得します。

3 ユースエール認定企業の認定（若年者雇用の職場環境の改善に係る認定）

認定基準を満たすために必要な取組を実施し、施設整備が終了する年度の次々年度までに、労働局へ申請を行い、「ユースエール認定企業」の認定を受けます。

※ なお、常時雇用する労働者が300人を超えた場合には、同認定の認定基準を満たすことによって、認定を受けたものとみなします。

平成 年 月 日

(法人名)

(代表者名)

印

(別紙2)

平成 年 月 日

法人名

「職場環境改善の見える化の推進」に係る報告

「介護サービス施設・事業所における「職場環境改善の見える化の推進」事業実施要綱」に基づき、以下の通り報告します。

1 くるみん認定の認定	取得	有	・	無
(取得ができない場合にはその理由)				

2 トモニンの取得	取得	有	・	無
(取得ができない場合にはその理由)				

3 ユースエール認定企業の認定	取得	有	・	無
(取得ができない場合にはその理由)				